

令和6年能登半島地震 住宅の応急修理制度 の申請期限が近づいています

■申請期限 **令和8年9月30日（水）**

- 現在、**罹災証明書の添付のみでも申請が可能**です
 - ・制度をまだ一度も利用していない方
 - ・必要書類がそろわずに申請できていない方
- 申請期限を過ぎると申込みができなくなるので、必ず期限内に申請をしてください。**
- 修理の完了期限は設けられていないため制度は継続します。
完了期限は決定次第、再度お知らせいたします

申請済みか、気になる方は確認もできます

■申請窓口

- ・総合支援窓口①番（パトリア4階多目的ホール内）

■申請に必要な書類

- ①期限までに必要な書類
 - ・申込書（申請窓口で職員が聞取りをおこないながら作成いたします）
 - ・罹災証明書
- ②期限以降でも提出可能な書類
 - ・施工前の被害状況が確認できる写真
 - ・修理見積書

■対象となる住宅

震災時に住んでいた住宅で、罹災証明書の判定が準半壊以上の世帯

■対象となる工事

屋根や壁、床、ドア等の開口部、上下水道配管等、日常生活に必要不可欠な部分の原状回復をする修繕工事

■補助の限度額	準半壊の世帯	上限	343,000円
	半壊以上世帯	上限	706,000円

※上記費用は市から修理業者に直接支払います。限度額を超える部分については自己負担となります

○制度全般、申請方法等に関する問合せ先
七尾市総合支援窓口コールセンター ☎0570-200-491

○その他（制度の期限、支払い関係など）
七尾市建設部都市建築課建築行政グループ ☎0767-53-8429